



特集号

4月1日から暮らしの中で 4つの項目が変更になります

1 プラスチックの回収が変わります

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に伴い、プラスチックの資源循環を促進する重要性が高まっています。

このことにより、令和6年4月1日から マークのあるプラスチック製容器包装に加えて、 マークのないプラスチック製品も資源物として収集し、リサイクルを行います。

出すときのポイント

- ①現在収集しているプラスチック製容器包装とプラスチック製品をまとめてプラスチック専用袋に入れて、集積所に出してください。
- ②汚れているものは、洗って乾かしてから出してください。

プラスチック製容器包装



+

NEW
プラスチック製品



→



収集できるもの

- プラスチック100%のもの
- 一辺の長さが50cm未満のもの
- 汚れていないもの

「プラスチック専用袋」
に入れて集積所に出す

以下のごみは入れないようにお願いします!!



金属を含んだもの



ゴム・シリコン製品



刃物類



汚れているもの



小型家電・
発火の危険性があるもの

注意：プラスチック以外の素材が使用されている製品、汚れている製品は出せません

2024.1.1

特集号

- 令和6年4月からは分別区分の名称は『プラスチック』に変わります。
- 分かるものからで構いませんので、少しずつ分別回収にご協力をお願いします。

2 有害ごみを分別して収集します

集積所や収集現場における水銀を使用した製品の破損と水銀飛散を防止することを目的とした分別収集を行います。

また、収集現場及び中間処理施設における火災・爆発事故防止を目的に、スプレー缶の分別収集もあわせて行います。

水銀使用製品(蛍光灯・体温計など)

出し方のルール

- できる限り購入時の箱に入れる
- 割れた蛍光灯は燃やせないごみへ

スプレー缶・カセットガスボンベ

出し方のルール

- 中身を全て使いきる
- 穴を開ける

有害ごみは
青色の「有害ごみ」
専用ボックスへ!



◀有害ごみ専用ボックス

3 各種指定ごみ袋の容量を変更します

世界的な物価上昇の影響により、各種指定ごみ袋の製造原価が高騰していることから、各種指定ごみ袋の容量を以下のとおり変更します。

【変更前】 30枚/袋 → 【変更後】 20枚/袋

また、プラスチック製品の収集開始に伴い、プラスチック専用袋の材質を穴が開きにくく、破れにくいものに変更します。

製品の切り替えは、現在の指定ごみ袋の販売在庫が無くなり次第、順次行います。製品の希望小売価格に変更はありません。

※現在販売されている袋は変更後も使用可能です。

燃やせるごみ指定袋

30枚入り/袋 → 20枚入り/袋

希望小売価格

45ℓ: 407円/袋(税込)

30ℓ: 308円/袋(税込)

※価格に変更はありません

プラスチック専用袋

高密度
ポリエチレン
30枚入り/袋 → 低密度
ポリエチレン
20枚入り/袋

希望小売価格

45ℓ: 407円/袋(税込)

※価格に変更はありません

4 斎場使用料を改定します

本組合では、平成17年から斎場使用料が据え置きとなっており、火葬を執行するための1体当たりの経費と斎場使用料とのかい離が大きいことから、斎場使用料の見直しを行いました。

(参考：大人1体当たりの火葬経費36,466円〔令和4年度実績〕)

受益者負担の公平性を踏まえ、負担割合と改定上限率を考慮し、令和6年4月1日の使用分から改定します。

【斎場使用料金表】

(単位：円)

区 分	圏域住民		圏域外住民	
	現 行	改定後	現 行	改定後
大人(15歳以上)	10,000	15,000	20,000	30,000
小人(15歳未満)	8,000	12,000	16,000	24,000
死 産 児	5,000	7,500	10,000	15,000
改 葬	5,000	7,500	10,000	15,000
そ の 他	5,000	7,500	10,000	15,000
小動物の死体	7,000	9,000	10,000	15,000

※1体当たりの使用料金です。

※圏域住民とは、現住所が大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町にある方です。

リチウムイオン電池の分別にご協力をお願いします

リチウムイオン電池などの二次電池を
起因とした火災の年間発生件数

令和元年度	令和2年度
9,732件	12,765件

全国でも毎日のごみ収集車
や処理施設で出火しています。

分別方法



リチウムイオン電池は
オレンジ色の「小型家電・乾電池」
専用ボックスへ!

リチウムイオン電池などの二次電池を
起因とした火災の原因品目※

- 1位 モバイルバッテリー
- 2位 加熱式たばこ
- 3位 コードレス掃除機
- 4位 スマートフォン
- 5位 電気かみそり
- 6位 ロボット掃除機
- 7位 ワイヤレスイヤホン

※環境省「令和3年度小型家電リサイクル法施行支援及びリチウムイオン電池等処理困難物適正処理対策検討業務報告書」より抜粋



Li-ion

※リチウムイオン電池
本体には、リサイク
ルマークが表示され
ています。



リチウムイオン電池使用製品の主な例は裏面へ

リチウムイオン電池使用製品の主な例 ～コンセントから抜いても使える機械に使われています～



コードレス電話機



コードレス消毒機



充電式ひげ剃り



充電式おもちゃ



充電式バリカン



電動歯ブラシ



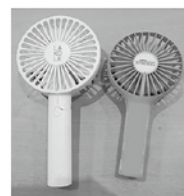
電子たばこ



モバイルバッテリー



ワイヤレスイヤホン



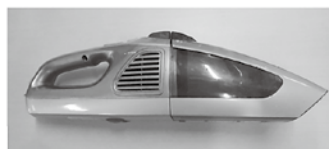
ハンディ扇風機



電動式ドライバー



充電式懐中電灯



コードレス掃除機



ロボット掃除機



ポータブルゲーム機



バッテリー式
加湿器



充電式投光器



ポータブル
オーディオプレーヤー



トランシーバー



コードレス
ヘアアイロン



コードレス
スチームアイロン



ノートパソコン・
タブレット



デジタルカメラ



電動アシスト付き自転車
のバッテリー

▼「小型家電・乾電池」のボックスに入れる際の注意事項▼

- 電池残量を使い切ってからごみに出してください。
- 端子の部分（電池の金属部分）にテープを貼り、絶縁してください。
- 可能な場合は取り外し、電池・バッテリーのみを出してください。
- 取り外しができないものは、無理に取り外そうとせず、製品のまま出してください。

皆さまのご理解とご協力のほど
よろしく申し上げます

問 大崎地域広域行政事務組合 業務課 ☎ 25-8867